

# 消費税率の引き上げに伴う“2つの新しい制度”を理解する 「軽減税率制度」と「適格請求書」への実務対応

## 【主な内容】

### 1.消費税率引き上げの概要

### 2.軽減税率制度

- (1)軽減税率の対象となる取引 (2)新聞の譲渡
- (3)飲食料品の譲渡 (4)軽減税率の適用時期等の注意点
- (5)外食、ケータリング、テイクアウト等

### 3.新たな請求書の記載内容

- (1)現在の請求書 (2)区分記載請求書等 (3)適格請求書等

### 4.適格請求書等保存方式（インボイス方式）

- (1)適格請求書等発行事業者の登録
- (2)適格請求書等の交付義務
- (3)適格請求書等の端数処理等の注意点

### 5.経過措置 6.価格表示 7.その他の論点

はいよいよ消費税率が2019年10月1日から10%へ引き上げられます。今回は税率が引き上げられるだけではありません。新たな制度として「軽減税率制度」が導入されます。これにより消費税は、複数税率制度となり、税率ごとの区分経理が必要となります。また、請求書は、「区分記載請求書」が必要になります。

さらに、2023年10月からは、新たにインボイス方式が導入されますので「適格請求書」の発行が義務づけられます。すべて課税事業者が対応していく必要がある制度となります。

これらの2つの新しい制度に対する中小企業の準備や理解が遅れています。お客様への今後の指導に役立てていただくために、新しい制度の内容と実務への影響をわかりやすく解説していきます。

受講スタイル別の受講料払込方法は以下のとおりです。

#### 【会場受講】

- ①郵便局払込取扱票 ②所定口座への振込 ③クレジット決済

#### 【インターネット（ライブ・オンデマンド）受講】

- ①所定口座への振込 ②クレジット決済

※『郵便局払込取扱票』以外の支払方法やインターネット配信をご利用の場合は、(株)日税ビジネスサービスの研修受講サイトよりお申込、ご登録が必要となります。

<https://www.nichizei.com/nbs/>

会場受講

インターネット配信

## 講師紹介 税理士 藤田 益浩 氏

アクタス税理士法人 シニアマネジャー

中小企業と経営者への税務コンサルティングを中心にサービス提供を行っている。経営者の身近なアドバイザーとなる親身なコンサルティングを信条としている。その他、税務会計に関するセミナー講師も多数行っている。

## ＝ 開催要領 ＝

- 1. 日 時 令和元年(2019年)9月12日(木) 13時30分～16時30分(受付開始13時00分)
- 2. 会 場 税理士会館8階会議室(横浜市西区花咲町4-106)
- 3. 定 員・受講料 150名(先着順)・会場受講1名 5,000円(組合員・準会員以外は6,000円)
- 4. お申込方法 振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講料は発行いたしませんので、郵便局の払込票兼受領証を必ずお手元に保管くださいますようお願いいたします。

※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、**必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。**

※会場受講のキャンセルにつきましては研修日1週間前までにご連絡いただければ、振込手数料差引のうえ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。

- 5. 問い合わせ先 (株)日税ビジネスサービス(電話:03-3340-4488 FAX:03-3340-2514 <https://www.nichizei.com>)  
(研修全般) 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 <http://www.tochizeikyoo.com>)

※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(コピー可)をご持参ください。

組合ニュース5月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振り込みください。入金確認をもって受付となります。